

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道防災事業費補助取扱要領実施細目

平成 22 年 11 月 18 日  
機構規程第 64 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助取扱要領（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 118 号。以下「取扱要領」という。）の実施に関しては、取扱要領に定めるもののほか、この実施細目によるものとする。

(取得財産等の処分制限の解除)

第 2 条 取扱要領第 8 条第 5 号及び第 17 条ただし書きの理事長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 38 号）に定める期間を経過した場合
- (2) 既に災害が発生し、又は発生するおそれがある、列車の運転安全上重大な支障を及ぼし、かつ、緊急を要する場合

附則 この実施細目は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。